

随意契約結果一覧表

件名	場所	契約日 契約金額	期間	請負人	理由
住民基本台帳システム等改修業務	大阪狭山市役所	令和4年8月30日 4,301,000円	令和4年9月1日 ～令和5年3月31日	日本電気(株)関西支社	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
住民税課税支援システム導入業務	大阪狭山市役所	令和4年8月30日 6,968,500円	令和4年8月31日 ～令和5年3月31日	日本電気(株)関西支社	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
小・中学校コンピュータネットワークシステムの運用保守業務(延長)	大阪狭山市立各小中学校及び学校教育グループ	令和4年8月30日 10,882,495円	令和4年9月1日 ～令和5年3月31日	富士通Japan(株)大阪第一統括ビジネス部	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
小・中学校コンピュータネットワークシステムの賃貸借(再リース)	大阪狭山市立各小中学校及び学校教育グループ	令和4年8月30日 6,452,600円	令和4年9月1日 ～令和5年3月31日	FLCS(株)関西支店	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
生活保護システム用機器延長保守業務	大阪狭山市役所	令和4年8月30日 744,590円	令和4年9月1日 ～令和5年3月31日	北日本コンピューターサービス(株)	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
街頭防犯カメラ定期点検業務	大阪狭山市半田一丁目地内外8箇所	令和4年8月30日 666,600円	令和4年8月31日 ～令和5年2月24日	TOA(株)大阪営業所	地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号)現行機器の適正な維持管理を図るため、当該機器メーカーである左記業者と随意契約を行った。